

## よくある質問（財務諸表等の報告について）

その他の報告の内容に関する事項は、埼玉県ホームページの「記入上の留意点」及び「記載要領」にてご確認ください。本件についてさらに不明の場合は、埼玉県指定情報公表センター（電話：048-612-3150）までお問い合わせください。（受付は平日9時～17時。12月29日～1月3日を除く）

なお、報告締切日及びその直前はお問い合わせが集中し、電話が繋がりにくくなることがありますので、可能な限りお早めのご報告をお願いします。

「介護サービス情報の公表」のページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/jouhou-kouhyou/index.html>

「ログイン」のページ

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/11/>

### Q 1

財務諸表等の報告は、必ず行わなければならないのですか。

#### A 1

介護保険法第115条の35、介護保険法施行規則第140条の45の規定及び令和6年10月18日に厚生労働省が発出した通知（「介護サービス情報の公表」制度の施行について）一部改正について（通知）に基づき、事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）を報告しなければならないとされています。

（例外：既存事業所(当該年度に新規に開設した事業所以外)において、前年度の介護報酬実績が100万円以下の事業所は対象外となります）

### Q 2

会計基準上求められていないため作成していない書類は、新しく作成して報告する必要があるのか

#### A 2

「資産、負債及び収支の内容」がわかる書類が報告されていれば問題ございません。

例えば、①事業活動計算書（損益計算書）と②貸借対照表（バランスシート）は作成しているが、③資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）は会計基準上求められていないため作成していない場合、①と②の書類から「資産、負債及び収支の内容」が分かるため、会計基準上求められていない③の書類を新たに作成して報告する必要はありません。

もし、①と②の書類も作成していない場合は、「資産、負債及び収支の内容」がわかる簡易な計算書類を作成し、報告いただく形でも差し支えありません。

### Q 3

介護サービス事業所・施設単位で報告を行うこととされているが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合、法人単位で報告を行ってもよいか。

#### A 3

事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で報告することも可能です。

裏面へつづく

**Q 4**

財務諸表の種類によって、事業所・施設単位で作成している書類と法人単位でのみ作成している書類があるが、報告する際に単位を揃える必要はあるのか。

**A 4**

書類の件名に「(法人)」を追記するなど、その書類が事業所・施設単位と法人単位のどちらに該当するかわかるようにしていただければ、そのまま報告いただいて問題ございません。

**Q 5**

会計年度の終了が報告期限より後になるが、財務諸表等はどのように作成すればよいか。

**A 5**

「介護サービスの情報公表制度」で報告する財務諸表等は、直近の会計年度終了時に作成したのになります。

また、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和6年度末までとする、としている「介護サービス事業者経営情報の調査および分析等に関する制度」とは制度が異なります。

お送りしている通知に記載されている報告期限までにご報告ください。

**Q 6**

今年度指定を受けた事業所のため直近で会計年度を終えた時点がなく、財務諸表等を作成できない。この場合でも書類を作成し、報告する必要があるのか。

**A 6**

会計年度を終えた時点がなく、財務諸表等の作成ができない場合は、報告を行う必要はありません。

**Q 7**

財務諸表の項目のうち「会計の種類」はどのようなことを記載すればいいのか。

**A 7**

社会福祉法人会計基準や医療法人会計基準等の各介護サービス事業所で採用されている会計基準をご記載ください。

記載する会計基準の名称については、異なる制度の通知ですが、令和6年8月2日付厚生労働省通知「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」別紙2の項目1～7の名称を参考としてご確認ください。

**【その他、問い合わせ先】**

- (1) システム操作及び入力項目の解釈等に関すること

埼玉県指定情報公表センター 電話：048-612-3150

(受付は平日9時～17時。12月29日～1月3日を除く)

- (2) 情報公表制度等に関すること

埼玉県福祉部高齢者福祉課施設・事業者指導担当 電話：048-830-3254